平成２９年（フ）第４３８号
神戸市東灘区魚崎南町２丁目３番１－1210号、従前の住所兵庫県芦屋市平田北町３番14号ＭＵＳＥ芦屋102
債務者　山﨑　雅美（旧姓中濱）
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４３号
神戸市須磨区大池町５丁目14番２－1005号、従前の住所兵庫県明石市大蔵八幡町11番３号
債務者　黒川　知也
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６４号
神戸市長田区高取山町２丁目10番14号　ファルコンハイツ205号、従前の住所神戸市長田区大谷町３丁目14番33号
債務者　横山　智子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６５号
神戸市東灘区魚崎西町２丁目４番20―404号
債務者　藤原小枝子（旧姓宇野木）
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５１３号
神戸市長田区海運町７丁目１番５号
債務者　高橋律子こと　髙**橋**　律子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２号
千葉県君津市常代５丁目７番40号
債務者　若鍋　　彰
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第６４号
千葉県君津市内箕輪１丁目21番８号　102
債務者　成田絵里加
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第７９１号
名古屋市北区尾上町１番地の２　尾上団地１棟522号
債務者　坂口　修司
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５７号
青森県弘前市大字植田町57番地１ヴィラロット２－202号、旧住所青森県弘前市大字代官町49番地４古川ビル１階
債務者　大川健太郎
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１１０号
青森市大字大野字若宮143番地53　ルーセント201号
債務者　坪田　　大
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５８号
青森県弘前市大字撫牛子３丁目７番地８
債務者　福田　全実
1　決定年月日時　平成29年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第２７４号
千葉県柏市松ケ崎313番地１　スプリングウィンド201号
債務者　**廣**瀬　彩香（旧姓富永）
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３５５号
千葉県我孫子市柴崎台２丁目10番４号（101号）　向山コーポＡ棟
債務者　豊嶋　三男
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３３７号
神奈川県足柄上郡大井町金子71番地１　メゾンヴァイオレット102
債務者　井川みよ子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３４９号
神奈川県小田原市東町４丁目９番６号　中島アパート103
債務者　戸田　広宣
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３５６号
神奈川県平塚市めぐみが丘１丁目23番39―１号
債務者　宮田　祥子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部